

令和2年9月29日

【周知依頼】（重要）国際的な人の往来の再開について等

9月28日、文部科学省 専修学校教育振興室は、表題の「国際的な人の往来の再開について」（新型コロナウイルス感染症対策本部資料）などを、都道府県専修学校各種学校主管課をはじめ関係方面に文書を添えて周知依頼を发出了したので、本会からも当該文書を添えて下記のとおり情報提供いたしますので、周知にご協力をお願いします。

記

1. 【周知依頼】（重要）国際的な人の往来の再開について〔各都道府県等・各学校・生徒向け〕

9月25日の新型コロナウイルス感染症対策本部にて、別添のとおり国際的な人の往来の再開について決定・公表し、10月1日から、原則として全ての国・地域からの外国人留学生を含む中長期在留者は、順次、新規入国を認めることになりましたので、お知らせします。

また、一部の国・地域では、既存のレジデンストラックの枠組みでの入国も可能となります。

これまで入国の際に求めている防疫措置【出国前PCR等検査（入国拒否対象地域のみ）、入国後PCR等検査（入国拒否対象地域のみ）、入国後14日間の自宅待機・公共交通機関不使用】は原則として引き続き求めますので、入国予定者への適切な周知ならびに指導をお願いします。

※空港からの移動手段として利用可能なハイヤー、空港周辺の宿泊施設は、末尾の関連URL等を確認の上、活用ください。

より具体的な手続きや提出書類等、詳細な情報は、現在把握に努めており、情報が入り次第、随時お知らせします。

各専門学校等では、新規渡日予定等で海外に滞在中の外国人留学生等と密に連絡を取り、サポートが必要な学生等への対応を検討ください。

<9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部における決定（概要）>

●感染状況の落ち着いた国・地域との間で開始している「レジデンストラック」（※1）では、10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、新規入国を許可する。

※1「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（第38回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年6月18日））に関し、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件とする仕組みのうち、入国後14日間の待機は維持するもの。タイ、ベトナム、カンボジア、

台湾、マレーシア、ミャンマー、ラオス、シンガポール、ブルネイの9か国・地域との間で運用を開始または開始に合意。豪州、ニュージーランド、韓国、中国、香港、マカオ、モンゴルの7か国・地域との間で交渉中。

⇒措置の具体的な内容は、相手国との協議・調整によって決められるため、それぞれの国によって、必要な手続き・書類等が異なる場合があります。

詳しくは、外務省ホームページからレジデンストラックに関する情報を確認ください（対象となる在留資格など、情報が更新されていない部分がありますので、更新を待ってください）。

- さらに、10月1日から、原則として全ての国・地域の上記と同様の対象者も、順次、新規入国を許可。防疫措置を確約できる受入企業・団体があることを条件とする（※2）。ただし、入国者数は限定的な範囲に留める。

※2 出国前検査証明（入国拒否対象地域のみ）、入国後14日間の自宅待機・公共交通機関不使用等の防疫措置は、受入企業・団体が誓約書を通じて確約する。

⇒具体的な手続きは、現時点で外務省ホームページ上では公開していませんが、引き続き情報収集し、随時お知らせします。

- これまでの新型コロナウイルス感染症対策本部で当分の間実施するとした航空機の到着空港の限定の措置は、各空港の入国時の検査能力の確保等の状況を踏まえ、順次、緩和を検討し、検査能力の確保等の条件が整った空港から実施する。

⇒続報を入手次第、随時、お知らせします。

※詳細は、下記リンクを御参照ください。

○首相官邸・新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)

○外務省ホームページ

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

→「国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置について」をご覧ください。

・レジデンストラックの手続きについて：

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/regitra0918.pdf>

・よくあるご質問：

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/QA0918.pdf>

<関連ホームページ>

○厚生労働省ホームページ「水際対策の抜本的強化に関するQ & A」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

○外務省海外安全ホームページ

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

○基準を満たすハイヤー会社またはハイヤーを調達できる旅行会社の紹介；

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html

○成田空港周辺宿泊施設：

<https://www.nrtk.jp/stay/accommodation/index.html>

○羽田空港周辺宿泊施設：

<https://tokyo-haneda.com/service/facilities/hotel/area.html>

○中部国際空港周辺宿泊施設：

<https://www.centrair.jp/service/hotel.html>

【担当連絡先】

(本邦入国時の空港での入国審査に関するお問合わせ)

法務省出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課

電話：03-3580-4111（内線 4446・4447）

(本邦入国のための査証関連の手続きに関するお問合わせ)

外務省 領事局 政策課

電話：03-3580-3311（内線 5367）

外務省 領事局 外国人課（査証関連）

電話：03-3580-3311（内線 3066）

(各種防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査、公共交通機関不使用、接触確認アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存等）に関するお問合わせ)

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室

電話：03-5253-1111（内線 2468）

(航空便についてのお問合せ)

国土交通省 航空局 危機管理室

電話：03-5253-8700

(その他、日本人学生の海外留学・外国人留学生に関する対応について)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 政策調査係

代表：03-5253-4111（内線：3360、3433）

MAIL: ryu-anzen@mext.go.jp

各都道府県等では、本件について所管の各学校に対して周知をお願いします。

2. 【周知依頼】授業目的公衆送信補償金制度のオンライン説明会のご案内（10月7日（水））〔各都道府県等・各学校向け〕

文化庁著作権課の案内です。

教育機関がICTを活用したオンライン教育で様々なコンテンツを利用する際に適用される授業目的公衆送信補償金制度は、今年度、新型コロナウイルス対策の一環で特例的に無償となっていますが、来年度からの有償での実施に向けて準備を進めています。

このたび、教育委員会など教育機関の設置者の方を対象としたオンライン説明会を行いますので、特に遠隔教育を実施している学校の方は、是非、参加ください。

○主催：文化庁著作権課、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

○開催日時：2020年10月7日（水）10：30～12：00

○開催場所：オンライン（下記受付サイトへのご登録のメールアドレスに後日ご案内いたします。）

○内容：授業目的公衆送信補償金制度の趣旨・概要、来年度以降の運用、本制度に関する教育機関の設置者に対する支援について

○参加申込方法：

受付サイト（<https://sartras.or.jp/online/>）から、申し込みください。（※締切：2020年10月5日（月）12：00）

（問い合わせ先）

文化庁著作権課企画調査係

電話：03-5253-4111（内線 2983）

各都道府県等では、本件について所管の各学校に対して周知をお願いします。

—既報の周知—

いまスタ！社会人の学び応援プロジェクトについて（掲載場所：文部科学省 YouTube チャンネル）再掲

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbC-Sa4cmjJ05yAkUmJFR02j>

After コロナの時代の「新しい学びの姿」オンラインセミナー（7月29日追加公開／文部科学省 YouTube チャンネル）

https://www.youtube.com/watch?v=jHAbo3hY_-0

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱の運用について定められ

ました。参照箇所は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集」の事例103（遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGAスクール構想への支援事業）および107（家計急変学生等支援事業）です。関連資料は以下のURLで確認ください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

【5分でわかる実践映像】専修学校の遠隔授業オンラインセミナー（5月29日公開／文部科学省YouTubeチャンネル）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBMM3FnbNfFyeIsp1hnSGFn>

【新型コロナウイルス感染症対応に係る専修学校における遠隔授業の取組事例集・新型コロナウイルス感染症対策事例集】

＜新型コロナウイルス感染症対策事例集のポイント＞※資料は下記リンク

https://www.mext.go.jp/content/20200514-mxt_syogai01-100003309_1.pdf（資料）

＜遠隔授業の事例集のポイント＞※資料は下記リンク

https://www.mext.go.jp/content/20200529-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf（資料）

文部科学省の専修学校ページやFACEBOOKにも動画や情報を掲載しています。

https://stg.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1280727.htm（文部科学省ホームページ）

<https://www.facebook.com/mextjapan>（FACEBOOK）

その他、文部科学省ホームページにも情報を載せていますので、適宜確認をお願いします。〔各都道府県、各学校、学生生徒向け〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

以上

全国専修学校各種学校各種学校総連合会 総務課